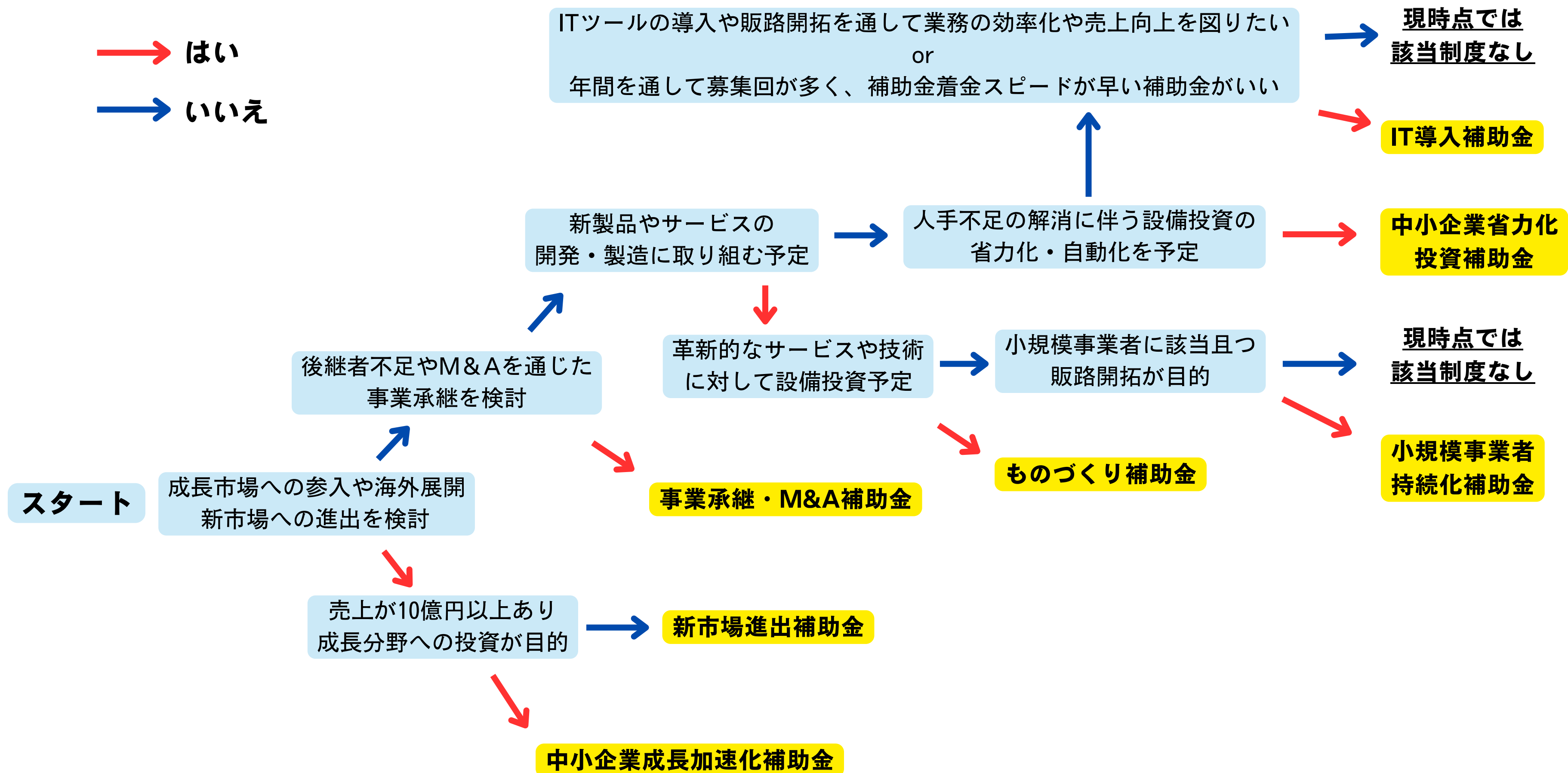


補助金・助成金一覧

株式会社ETO

補助金診断チャート

→ はい
→ いいえ



補助金別概要一覧表

	目的と 支援内容	対象経費	・ 補助率 ・ 上限額	・ 年間募集頻度 ・ 採択～着金期間	申請 難易度
IT導入補助金	ITツール導入による 業務効率化・DX化	ソフトウェア クラウド、POS等	・ 1/2～3/4 ・ 最大500万円	・ 約1ヶ月に1回 ・ 約1ヶ月～2ヶ月	低
中小企業省力化投資補助金	人手不足対応の 省力化・自動化設備導入	自動化機器 無人レジ等	・ 1/2～2/3 ・ 従業員数による	・ 約3ヶ月に1回 ・ 約2ヶ月～3ヶ月	中
小規模事業者持続化補助金	販路開拓・売上拡大支援 (小規模対象)	広報、設備、Web等	・ 2/3～3/4 ・ 最大250万円	・ 約4ヶ月に1回 ・ 約4ヶ月～7ヶ月	中
ものづくり補助金	革新的な製品・サービス開発 設備導入	設備、試作 システム開発	・ 1/2 or 2/3 ・ 従業員数による	・ 約4ヶ月に1回 ・ 約4ヶ月～7ヶ月	高
事業承継・M&A補助金	事業承継・M&A後の 新事業展開支援	設備、専門家、内装費	・ 1/2 or 2/3 ・ 最大600万円	・ 約4ヶ月に1回 ・ 約4ヶ月～7ヶ月	高
新市場進出補助金	地域外・海外等への新市場開拓	展示会、広告、販促費	・ 1/2 ・ 従業員数による	・ 約4ヶ月に1回 ・ 約1年～1年半	中
中小企業成長加速化補助金	急成長を狙う中小企業への 設備投資支援	設備、建築 研修、IT等	・ 1/2 ・ 最大5億円	・ 約3ヶ月に1回 ・ 約1年半～2年	高

補助金別申請条件一覧

IT導入補助金	①決算書 or 確定申告書を提出したことあること ②直近の①記載の年間売上が1500万円以上であること ③風俗営業の対象外であること ④1年以内にIT導入補助金の交付決定を受けていないこと
中小企業省力化投資補助金	①時間外労働時間の増加、従業員数の減少、求人活動実績等の客観的データで人手不足を示すこと ②事業場内の最低賃金が、申請日および実績報告日の地域別最低賃金以上であること ③省力化設備の導入により、労働生産性の向上を目指す計画を策定すること ④給与支給総額の増加や最低賃金の引き上げなど、賃上げに関する目標を設定すること
小規模事業者持続化補助金	①小規模事業者であること（常時使用する従業員数」によって定義） ➡商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）：5人以下／宿泊業・娯楽業：20人以下／製造業その他：20人以下 ②法人の場合、資本金または出資金が5億円以上の法人に直接または間接に100％株式を保有されていないこと ③策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること ④商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること
ものづくり補助金	①付加価値額付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の年平均成長率3%以上の増加をさせること ②給与支給総額の年平均成長率1.5%以上の増加 or または、一人当たり賃金の年平均成長率1.5%以上の増加させること ③事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上高く設定すること

補助金別申請条件一覧

事業承継・M&A補助金	①事業承継やM&Aを契機に、新たな取り組み（設備投資、販路開拓など）を行うこと ②M&Aにより経営資源を他者から引き継ぐ、または他者に引き継ぐ予定、事業承継やM&Aの検討・実施に伴って廃業等を行うこと
新市場進出補助金	①既存事業とは異なる製品・サービスで、これまでリーチしていなかった顧客層（市場）に挑戦すること ②補助事業終了後3～5年間で、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）を年平均4.0%以上増加させる計画を策定すること ③1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県の最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、または2.5%以上であること ④補助事業終了後3～5年の間、事業場内最低賃金を毎年、地域別最低賃金より30円以上高く設定すること ⑤補助事業終了時まで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表すること ⑥金融機関等からの資金提供がある場合は、計画内容に対してその機関の確認を受けていること
中小企業成長加速化補助金	①「売上高100億円を目指す」という目標を掲げ、具体的な取組を宣言し、専用ポータルサイトに公表すること（この宣言は、申請時までに行う必要がある） ②補助対象経費のうち、建物費、機械装置費、ソフトウェア費の合計が税抜きで1億円以上であること（外注費や専門家経費はこの合計に含まれない） ③今後5年程度の事業計画を策定し、補助事業終了後3年間にわたり、一定の賃上げを実施すること（最低賃金の年平均上昇率を上回る賃上げを目標とし、従業員等に表明し、達成する必要がある） ④補助事業は日本国内で実施すること

助成金診断チャート

→ はい
→ いいえ

スタート

雇用保険に加入している従業員がいる

現時点では
該当制度なし

非正規雇用（パート・契約社員など）
を正社員に転換する予定

キャリアアップ助成金

従業員の最低賃金を一定額以上引き上げ且つ
業務効率化のための設備を導入予定

業務改善助成金

従業員に新たなスキルや資格の
習得を支援する研修を予定

現時点では
該当制度なし

人材開発支援助成金
（リスクリングコース）

助成金別概要一覧表

	目的と 支援内容	・対象経費 ・対象者	・助成率 ・助成額	・準備期間 ・申請～着金期間
人材開発支援助成金 (<u>リスキリング支援コース</u>)	・新事業展開やデジタル・グリーン分野対応に必要な知識・技能を習得する従業員の訓練を支援 ・訓練費用、賃金の一部を助成	・委託費、教材費等 ・事業主に雇用されている正社員、非正規労働者	・中小企業：75% - 大企業：60% ・中小企業：1,000円／時 - 大企業：500円／時 （最大 50万円／人）	・約1ヶ月～2ヶ月 ・約3ヶ月～6ヶ月
業務改善助成金	中小企業、小規模事業者が事業場内最低賃金を30円以上引き上げる際に、生産性向上のための設備投資等の費用を助成	・設備導入費、研修費用等 ・地域別最低賃金＋50円以内の従業員	・最大80% ・15万円～600万円	・約1ヶ月～2ヶ月 ・約3ヶ月～6ヶ月
キャリアアップ助成金	非正規雇用労働者（有期契約、短時間、派遣など）の正社員化や処遇改善を促進し、安定した雇用の実現を支援する費用を助成	・制度導入に関する経費 - 教育訓練費用等 ・有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者。	中小企業：最大57万円／1人 大企業：最大42.75万円／1人 中小企業：最大45万円／1事業所 大企業：最大45万円／1事業所 （コースにより異なる）	・約1ヶ月～2ヶ月 ・約3ヶ月～4か月

助成金別申請条件一覧

	事業者	労働者
人材開発支援助成金 (リスクリング支援コース)	①雇用保険の適用事業所であること ②職業能力開発推進者を選任していること ③事業内職業能力開発計画を策定し、労働者に周知していること	申請事業主の雇用保険被保険者であること
業務改善助成金	①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が50円以内であること ②事業場内最低賃金を30円以上引き上げること ③生産性向上に資する設備投資等を行うこと ④解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	①雇入れ後6か月を経過していること ②事業場内最低賃金が適用される労働者であること
キャリアアップ助成金	①雇用保険の適用事業所であること ②各事業所にキャリアアップ管理者を置き、対象労働者のキャリアアップを支援する体制を整えること ③対象労働者に関するキャリアアップ計画を作成し、所轄の労働局に提出すること ④対象者の労働条件、勤務状況、賃金の支払い状況を明確に記録・管理しておくこと ⑤実際に正社員化や賃金アップ、社会保険加入などのキャリアアップ施策を実施すること	①非正規雇用労働者であること ②通算6か月以上継続して雇用されていること ※正規雇用を前提に雇用された労働者、過去3年以内に正規雇用されていた労働者、事業主や役員の親族（3親等以内）などは対象外